

はじめに

近年、「障がい者の親なきあと」という言葉も少しずつ知られるようになり、テレビや新聞などのメディアでも取り上げられるようになりました。

障がいのある子の親として、また障がいのある子の「親なきあと」に取り組んできた者として、とてもうれしいことです。当事者である障がいのある子の親も「親なきあと」に向き合い、今から準備をしておこうと考える方が増えています。

しかし、実際に「親なきあと」についての個別相談をお受けしていると、まだまだ「親なきあと」のために必要な情報が行き届いていない、ということを痛感します。「何をどうすればよいかわからない」という方もいらっしゃる、まだら模様の情報だけで結論を出そうとする方も多く、そのご家庭にとって本当に必要な準備が後回しになっていることもあります。

個別相談ではそのご家庭の状況に合わせて、知っておいていただきたいことや、まずやっておいていただきたいことをお伝えすることができます。

しかし、やはり個別相談で対応できる件数には限度があります。そこで、相続や遺言、後見、信託といった「親なきあと」への準備のために知っておいていただきたい知識をより多くの方へ伝え、それらをもとに、それぞれのご家庭の状況に応じて、いま何をしておくべきなのかを考えていただけるような本ができないかと考えるようになりました。

本書では、相続専門の税理士として2,000件以上の相続相談を受けてきた経験をふまえ、障がいのある子の「親」の立場から、「親

なきあと」のための具体的な選択肢をお伝えします。また、その前提として、知っておいていただきたい相続の基礎的な知識について一通り理解できるよう、できるだけわかりやすく解説しました。各項目ごとに障がいのある子の「親なきあと」に起こりがちなケースを解説し、実際に行動するにあたっての優先順位を付けやすいよう、障がいのある子のライフステージに応じた「やっておくべきこと」も例示しています。

本書は特に、私と同じ立場にある障がいのある子の「お父さん」に読んでいただきたいと思っています。

私は親なきあととセミナーなどで講師としてお話をさせていただくことがあります。その際、参加されているのはほとんどが「お母さん」です。セミナー後、「親なきあと」対策に取り組みたいとご相談いただくことがあります。その際、お母さん達は口々に「夫にうまく説明することができない」とおっしゃいます。

「親なきあと」対策のキーマンがお父さんであるケースも少なくありません。お仕事に子育てに忙しいお父さんも多いと思いますが、ここはお母さん任せにせず(?)、ぜひ本書を手にとってみてください。同じ障がいのある子のお父さんとして、お父さんの「親なきあと」活動の応援ができればと思っています。

なお、本書では意図的に「親なきあと」と「親亡きあと」を使い分けています。「親なきあと」は、何も親が亡くなってから始まるものではありません。その前の段階で、親が認知症になったり体が不自由になることで、障がいのある子のお世話が難しくなったときから始まります。「親なきあと」への準備は親が元気で気力も充実しているうちから始めなければ間に合わないのです。そして、早い時期から取り組み始めることで「親なきあと」のために取り得る選択肢が広がります。

障がいのある子の親にとって「親なきあと」の不安が完全になくなることはないのかもしれませんが。私も迷いながら試行錯誤を繰り返しています。しかし、不安に思っているだけでは「親なきあと」は何も変わりません。何より大切なことは私たち親が行動すること、最初の一步を踏み出すことです。本書が、障がいのある子の親が「親なきあと」に向き合い、具体的な第一歩を踏み出すきっかけになれば大変うれしく思います。

藤原 由親

もくじ

序章	私が「親なきあと」に取り組む理由	17
----	------------------	----

●	◎「何もしなかったら」を考える	22
---	-----------------	----

第1章	「親なきあと」のために知っておきたい相続の基礎知識	29
-----	---------------------------	----

1	相続人	30
---	-----	----

■ 1	配偶者相続人	30
-----	--------	----

■ 2	血族相続人	30
-----	-------	----

■ 3	代襲相続人	31
-----	-------	----

■ 4	障がいのある子の「親なきあと」の場合	31
-----	--------------------	----

2	法定相続分	33
---	-------	----

■ 1	相続人が配偶者と子である場合	33
-----	----------------	----

■ 2	相続人が配偶者と親である場合	34
-----	----------------	----

■ 3	相続人が配偶者と兄弟姉妹である場合	34
-----	-------------------	----

■ 4	相続人が配偶者のみである場合	34
-----	----------------	----

■ 5 配偶者がいない場合	34
■ 6 代襲相続人の法定相続分	35
■ 7 障がいのある子の「親なきあと」の場合	35
3 遺産の分割	36
■ 1 遺産分割の基準	36
■ 2 遺産分割の方法	36
■ 3 障がいのある子の「親なきあと」の場合	37
4 相続人がいない場合	39
■ 1 相続人がいない場合の手続き	39
■ 2 特別縁故者への財産分与	39
■ 3 障がいのある子の「親なきあと」の場合	40
5 遺留分	41
■ 1 遺留分の意義	41
■ 2 遺留分の割合	41
■ 3 障がいのある子の「親なきあと」の場合	42

第2章 「親なきあと」対策の選択肢

..... 45

1 | 遺言

46

■ 1 自筆証書遺言

46

① 自筆証書遺言の概要 46



- ② 手書きの要件 47
- ③ 日付の記載 48
- ④ 氏名の記載 48
- ⑤ 押 印 48
- ⑥ 加除訂正の方法 48
- ⑦ 検 認 49
- ⑧ 遺言執行者の指定 49
- ⑨ 自筆証書遺言のメリット・デメリット 50

■ 2 自筆証書遺言の保管制度 50

- ① 保管制度の概要 50
- ② 自筆証書遺言の保管申請 51
- ③ 遺言者による閲覧・保管の撤回 51
- ④ 保管の有無の確認・証明書の取得 51
- ⑤ 保管申請手数料 51
- ⑥ 検認の適用除外 51
- ⑦ 保管制度の注意点 52

■ 3 公正証書遺言 53

- ① 公正証書遺言の概要 53
- ② 証人の立会い 53
- ③ 作成の方式 53
- ④ 公正証書遺言の保管 54
- ⑤ 公正証書遺言の作成手数料 55
- ⑥ 公正証書遺言のメリット・デメリット 55

■ 4 障がいのある子の「親なきあと」の場合 56

2 | 成年後見 58

■ 1 法定後見制度 60

- ① 法定後見制度の概要 60
- ② 成年後見 61

- ㍿ 後見を始める手続き
- ㍿ 成年後見人の選任
- ㍿ 親は成年後見人になれない？
- ㍿ 成年後見人の権限
- ㍿ 成年後見人の職務
- ㍿ 成年後見人の報酬
- ㍿ 成年後見の終了

③ 保 佐 67

- ㍿ 保佐を始める手続き
- ㍿ 保佐人の職務
- ㍿ 保佐の終了

④ 補 助 69

- ㍿ 補助を始める手続き
- ㍿ 補助人の職務
- ㍿ 補助の終了

■ 2 任意後見制度 71

- ① 任意後見制度の概要 71
- ② 任意後見の手続き 72
 - ㍿ 任意後見契約
 - ㍿ 任意後見を始める手続き
- ③ 任意後見人の権限と職務 73
- ④ 任意後見人・任意後見監督人の報酬 75
- ⑤ 任意後見の終了 75
- ⑥ 任意後見と法定後見の関係 76

■ 3 成年後見制度と「親なきあと」 77

- ① 「親なきあと」への備え 77
- ② 成年後見制度のメリット・デメリット 77
- ③ 法定後見制度のリスク 79
- ④ 任意後見制度の利用 81
- ⑤ 成年後見制度への具体的な対応 82

- ㉞ 任意後見契約を結べる場合
- ㉟ 任意後見契約が難しい場合

3 | 親権を使った任意後見 85

- 1 親権とは 85
- 2 親権を使った任意後見契約 86
 - ① 父母が共同で親権を使う場合 86
 - ② 親に特別代理人を立てる場合 88
 - ③ 父または母のどちらかが親権を使う場合 90
- 3 親権を使った任意後見のメリット・デメリット 92
 - ① 親権を使った任意後見のメリット 92
 - ② 親権を使った任意後見のデメリット 93

4 | 信 託 94

- 1 信託の概要 95
- 2 信託の設定方法 96
- 3 信託の目的 97
- 4 信託財産 98
 - ① 信託財産とは 98
 - ② 信託財産の分別管理 98
- 5 委託者 99
- 6 受託者 100
- 7 受益者 101
- 8 その他の信託関係人 101
 - ① 信託監督人 101
 - ② 受益者代理人 102
- 9 信託の終了 102

■ 10	残余財産の給付	103
■ 11	信託の税務	103
■ 12	「親なきあと」における信託	104
①	親の認知症対策としての信託	104
②	遺言代用としての信託	105
③	障がいのある子の浪費対策としての信託	105
④	財産承継者を連続して指定する信託	105
⑤	ひとりっ子対策としての信託	106
⑥	「子」亡きあとのための信託	107
	【コラム】判断能力が低下した場合の口座凍結 払い出し のルールが変わる？	108
①	判断能力が低下したら口座凍結？	
②	進んでいない成年後見制度の利用	
③	新たな指針で対応が変わる？	
④	障がいのある子の預金はどうなる？	
■ 13	成年後見制度と信託制度の違い	111
①	誰の財産を管理してもらうのか	111
②	誰に財産の管理を任せるのか	111
③	財産を誰のために使うのか	112
④	効力はいつまでか	112
⑤	身上監護はできるのか	112
⑥	対象財産の範囲	112
■ 14	信託制度利用の判断ポイント	113
①	受託者に適任者がいない	113
②	財産の行き先がまだ決まっていない	113
③	専門家の報酬	114
■ 15	生命保険信託	114
①	生命保険信託の概要	114

- ② 障がいのある子の「親なきあと」の場合 114
- ③ 生命保険信託のメリット・デメリット 115

【コラム】愛の割増年金特約（プルデンシャル生命）…… 118

- ① 制度の概要
- ② 保険金受取人について
- ③ メリットとデメリット

■ 16 特定贈与信託 …………… 120

- ① 特定贈与信託の概要 120
- ② 適用対象者 121
- ③ 特定贈与信託の要件 121
- ④ 障がいのある子の「親なきあと」の場合 122

5 | 遺贈寄付 …………… 124

■ 1 概 要 …………… 124

■ 2 遺贈寄付の方法 …………… 124

- ① 遺言による寄付 125
- ② エンディングノートなどによる寄付 125
- ③ 信託による寄付 125

■ 3 遺贈寄付のポイント …………… 126

- ① 相続人への配慮 126
- ② みなし譲渡課税 126
- ③ 不動産を寄付する場合 127

■ 4 「親なきあと」における遺贈寄付 …………… 127

- ① 信託による場合 127
- ② 生命保険信託による場合 128
- ③ 特定贈与信託による場合 128

【コラム】「親なきあと」のためのさまざまな保険 …………… 129

- ① 医療保険

- ② 個人賠償責任保険
- ③ 弁護士費用のための保険
- ④ 障がいがあっても入れる保険

第3章 「親なきあと」の相続税

..... 131

■ 1 相続税法の概要 132

- ① 相続税法と民法 132
- ② 相続税と贈与税 133
- ③ 贈与税の役割 133

■ 2 贈与税 134

- ① 概 要 134
- ② 暦年課税方式 134
- ③ 相続時精算課税方式 135
- ④ 暦年課税方式と相続時精算課税方式はどちらが有利? 137
- ⑤ 贈与税の申告と納税 138

■ 3 相続税 139

- ① 相続税の対象となる財産 139
 - ㍿ 本来の相続財産
 - ㍿ みなし相続財産
 - ㍿ 亡くなる前3年以内に被相続人から贈与された財産
 - ㍿ 相続時精算課税制度を適用した財産
- ② 相続税の対象とならない財産 141
 - ㍿ 墓地や仏壇など
 - ㍿ 生命保険金のうち一定額
 - ㍿ 死亡退職金のうち一定額
 - ㍿ 障害者扶養共済制度による給付金

【コラム】障害者扶養共済制度（しょうがい共済）	143
① 制度の概要	
② 加入者（保護者）の要件	
③ 障がいのある子の範囲	
④ 掛金について	
⑤ 年金給付金について	
⑥ 年金管理者	
⑦ 障がいのある子が加入者（保護者）より先に亡くなった場合	
⑧ 脱退について	
⑨ メリットとデメリット	
③ 相続財産から控除できる債務・葬式費用	148
㍿ 控除できる債務	
㍿ 葬式費用	
④ 相続税の基礎控除額	149
⑤ 相続税の計算のしくみ	149
㍿ 計算の手順	
㍿ 相続税の総額	
㍿ 各相続人の税額	
㍿ 各相続人の納付税額	
⑥ 相続税の申告と納付	153
■ 4 相続税の障害者控除	153
① 障害者控除	153
② 扶養義務者から控除する場合	154
③ 障害者控除の適用ポイント	155
■ 5 相続税の申告要否の判定	156
① 概 要	156
② 相続税の基礎控除額	157
③ 財産の評価額	157
㍿ 宅 地	

- (イ) 建 物
- (ウ) 預貯金
- (エ) 有価証券
- (オ) 生命保険金
- ④ 申告要否の判定 160

【コラム】生前贈与による相続税対策ができなくなる？…161

- ① 注目をあつめた令和3年度の税制改正大綱
- ② 生前贈与による相続税対策ができなくなる？
- ③ 具体的にどう変わる？
 - (ウ) 生前贈与加算される期間が長くなる
 - (イ) 暦年贈与がなくなり、相続時精算課税制度のみになる
- ④ 今後の対処法

第4章 「親なきあと」対策のポイント

..... 163

- ポイント1** 遺産分割協議の際に障がいのある子に
後見人を付ける必要がある 164
- ポイント2** 障がいのある子が不動産を引き継ぐと
売却や賃貸ができない 167
- ポイント3** 障がいのある子が多額の預貯金を引き
継いでも自分で管理ができない 169
- ポイント4** ひとりっ子の場合、自分で相続手続きを
することが難しい 171
- ポイント5** ひとりっ子の場合、財産が最終的に国の
ものとなる可能性が高い 173

第5章 タイムリミットで考える 子のライフステージ別やっておくべき 「親なきあと」対策 175

- 1 障がいのある子が生まれたら
➡ 親の遺言の作成 176
 - 2 障がいのある子が15歳になったら
➡ 障がいのある子の印鑑登録 178
 - 3 障がいのある子が成年になるまでに
➡ 親権を使った任意後見の検討 179
 - 4 子の生活環境が決まるまで
➡ 後見人の検討・マネープランニング 180
 - 5 子の生活環境が決まったら 181
- 【コラム】私が実践している「親なきあと」対策 183
- ① 「とりあえず遺言」の作成
 - ② 親権を使った任意後見契約の作成
 - ③ 「親心の記録®」の作成
 - ④ 印鑑登録（予定）

序章

私が「親なきあと」に
取り組む理由

「お子さんはダウン症かもしれません」

「ダウン症って何ですか？障がいがあるってことですか？」

「知的障害の1つです」

「どういう障がいなんですか？」

「知的な発達が通常より遅くなります」

「遅くなるってことは、いつか追いつくということですか？」

「いえ、追いつくことはありません」

その言葉を聞いた瞬間の、ぴいんと張りつめた空気を今でも忘れることができません。周りの空気は止まったままで、自分だけが動いているような感覚。いわゆる「血の気が引く」という感覚でしょうか。

これは二女が生まれた翌朝に、二女が眠っている保育器の前で交わされた私と医師とのやりとりです。今思えば無知な自分が恥ずかしくなりますが、自分に障がいのある子が生まれてくるとは思ってもいなかった私には大きなショックでした。

「自分の人生はどうなるんだろう」

「何で自分がこんな目に会うんだろう」

「自分は違う世界の人間になってしまった」

それから数か月の間、さまざまな思いが頭をよぎりました。仕事中、パソコンに向かっていても自然に涙が落ちていきます。母と泣きながら電話をしたこともありました。

二女は生まれてから2か月ほど入院していましたが、お見舞いに二女のもとを訪れても、生まれてきたことを受け止めきれない自分がいたのです。唯一の救いは、妻が二女のことを「かわいい」と

言って受け止めてくれたことでした。

そんなある日、仕事を終えて病院で二女を見舞った後のことです。家に戻ると当時2歳になる長女がリビングでままごとをしています。フローリングに人形を寝かせ、おもちゃの布団をかけたり、人形に注射したりしています。

「何してんの？ままごと？」

私は何気なく聞きました。

すると長女はこう言ったのです。

「うん。わたし、〇〇ちゃん（二女）がお家に帰ってきたら、看病してあげるねん」

その言葉を聞いて私はハッとなりました。そして気付かされたのです。長女は小さいなりに、自分の妹に何か異常があることを感じていたのでしょうか。

「まだ2歳の長女でさえ、生まれてきた妹のために何かしてあげようとしている。それなのに親である自分は何をしているんだろう」

「自分を憐れむばかりで、肝心な二女のことを何も考えてあげられていないじゃないか」

「一生懸命生まれてきたのに、親が泣いていたらきっと訳がわからないだろう…」

妊娠中、妻に強い腹痛があり、病院に駆け込んだことがありました。もしかしたら流産しかけていたのかもしれませんが。何とかことなきを得ましたが、思えばその時、二女は妻のおなかの中で必死にしがみついていたのでしょうか。

「産まれたい！」「生きたい！」と。

長女の言葉を聞いてからから私はガラリと考え方を変えることができました。

ダウン症のある子は社会環境や人種に関係なく1,000人に1人程度生まれてくるそうです。それならば、私たち夫婦は、親として1,000組に1組の夫婦しか経験できないことを経験できる。逆にラッキーじゃないか。あとは二女が私たち夫婦のもとに生まれてきたことをよかったと思ってもらえるようにしたい。

私は二女のために何ができるのか考え始めました。二女が生まれたことを前向きに捉えることができるようになったのです。そしてふと思いました。

「この子は私たち夫婦がいなくなったらどうなるのだろう？」

私たち夫婦が生きているうちは二女を看ながら一緒に暮らしていくことができる。でも、私たち夫婦が死んでしまったら誰が二女を看てくれるのだろう。

漠然とした不安が生まれました。

インターネットで情報を探しても、何だかよくわからない。当時は障がいのある子の「親なきあと」を取り上げた書籍もほとんどなかったように思います。

私は、日本ではまだまだ「親なきあと」のインフラは整っていないんだと感じました。

——そうであれば私は二女のために何ができるだろう。

私はたまたま本業が相続専門の税理士です。他の「親なきあと」のことはよくわからない。でも、私の専門分野である相続に関する法律や税金のことであれば、同じように「親なきあと」に不安を持つ親に対して情報発信していけるのではないかな。少しでも「親なきあと」のために役に立てるのではないかな。そして、結果的に「親なきあと」の世の中が少しでも良くなれば二女のためになるのでは…。

そこから私の親なきあと活動が始まりました。本業の関係で2017年（平成29年）に一般社団法人日本相続知財センターに加盟したところ、同社団の社会貢献活動として「親心の記録」という親なきあと支援ブックの無償配布を行っていることを知りました。その活動に協力させていただく傍ら、配布先の支援学校や支援施設、親の会などで「親なきあとの相続・遺言セミナー」を開催させていただくようになりました。おかげさまでセミナーは好評をいただき、現在まで継続的に開催させていただいています。そして、セミナーにご参加いただいた方や、ご紹介を通じて「親なきあと」についての個別相談をお受けするようになりました。

個別相談の中で私がお伝えしているのは「何もしないことのリスク」です。「親なきあと」への準備を何もしなかった場合、親として到底受け入れられないような、思ってもみない結果となることがあります。私はそのような結果になることは何としても避けてほしいと思っています。そこで、「何もしないことのリスク」とはどのようなリスクなのか、また、それを避けるためにはどんな選択肢があるのかを、ご家族の状況に応じてお伝えするようにしています。そうすることで、やるべきことに優先順位を付け、「親なきあと」のための行動に移していただきやすくなるからです。

では、本書でもまず、「何もしないことのリスク」をお伝えすることから始めていこうと思います。

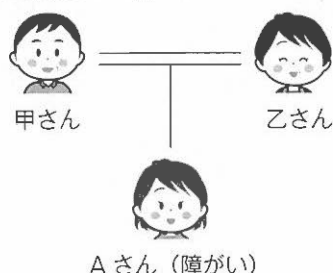
◎「何もしなかったら」を考える

障がいのある子の親が「親なきあと」への準備をしないまま亡くなった場合、どのようなことが起こるのでしょうか。ここでは父（甲さん：70歳）・母（乙さん：65歳）・障がいのある子（Aさん：40歳・女性）という家庭を例にとりましょう。

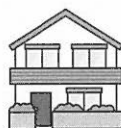
甲さん家族は3人で暮らしています。甲さんは最近、物忘れが多くなってきたものの、まだまだ元気です。乙さんと2人で障がいのあるAさんのお世話をしています。甲さんの財産は自宅と銀行預金。日々の生活費は甲さんの年金からまかない、親なきあとのためにとAさんの障害年金には手をつけていません。自分たちが認知症などになってAさんのお世話ができなくなったらどうなるのだろうという不安を感じながらも、そうなったら、できればAさんと一緒に施設に入りたい、そして、その際は自宅を売って施設への入所資金に充てたいと考えていました（図表1）。

そうこうしているうちに、甲さんは物忘れがひどくなり、認知症と診断されてしまいました。乙さんは毎月の生活費を甲さんの口座から下ろしてきてもらおうとしましたが、甲さんはそれもままなりません。そこで乙さんは銀行の窓口に出向き、「夫が認知症になったので、私が代わりに預金を下ろしたい」と伝えました。すると、窓口の担当者に、甲さんに成年後見人を付けないと預金は下ろせないと言われてしまいました。乙さんは仕方なく、甲さんに成年後見

■図表1 現在



- ・ 父母ともに健康
- ・ 父母で子供の世話をしている



■ 著者略歴

藤原由親 (ふじわら・よしちか)

税理士法人アクセス 代表社員

一般社団法人「親なきあと」相談室 関西ネットワーク 代表理事

一般社団法人アクセス相続センター 代表理事

一般社団法人高知相続あんしんセンター 代表理事

日本ダウン症協会大阪支部 監事

相続・事業承継専門の税理士。

個人の相続税対策から社長の事業承継対策まで幅広い知識と経験を持ち、現在までの相続相談件数は2,000件を超える。

自らの二女がダウン症であり、障がいのある子の「親なきあと」問題解決に向けて一般社団法人「親なきあと」相談室 関西ネットワークを設立。「親なきあと」セミナーの開催や個別相談に取り組む。

ダウン症の子をもつ税理士が書いた 障がいのある子の「親なきあと」対策

令和4年2月20日 初版発行



日本法令®

検印省略

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

著者 藤原由親
発行者 青木健次
編集者 岩倉春光
印刷所 日本ハイコム社
製本所 国宝社

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY** (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© Y. Fujiwara 2022. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72881-9